

## 川崎市市民等の協力による路上違反広告物除却推進実施要綱施行細則

(協力員の登録)

第1条 協力団体が協力員を推薦又は変更するときは、路上違反広告物除却推進協力員（登録・変更）申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

(委嘱状等)

第2条 市長は、協力員に委嘱状（第2号様式）及び身分証明書（第3号様式）を交付し、腕章（第4号様式）を貸与するものとする。

2 協力員は、除却にあたり身分証明書を携帯するとともに、腕章を着用するものとする。

3 協力員は、委嘱任期の満了若しくは協力員としての身分が失効した場合、すみやかに市長に身分証明書ならびに腕章を返却しなければならない。

(知識の習得)

第3条 市長は、協力員に対して、路上違反広告物の除却活動に関する知識の習得が図れるよう必要な措置を講ずるものとする。

(非除却対象広告物)

第4条 除却の対象としない広告物は、次のとおりとする。

(1) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示するもの

(2) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のためのもの

(3) 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示するもの

(4) その他屋外広告物法、川崎市屋外広告物条例及び同施行規則の規定に違反していないもの

(協力員の解任)

第5条 市長は、協力員が次のいずれかに該当するときは、協力員を解任するものとする。

(1) 協力員から申し出があったとき

(2) 協力員として、ふさわしくないと認めるとき

(除却広告物の処理)

第6条 協力員は、路上違反広告物を除却したときは、その管理を管轄区役所道路公園センターに移管するものとする。ただし、はり紙を除くものとする。

(事故等)

第7条 協力員は、除却活動に際して事故が発生したときは、速やかに管轄区役所道路公園センターに報告するものとする。

2 市長は、除却活動に係る協力員の事故については、川崎市市民活動（ボランティア活動）保険制度を適用するものとする。

附則

この施行細則は、平成13年4月1日から施行する。

この改正施行細則は、平成15年4月1日から施行する。

この改正施行規則は、平成16年2月20日から施行する。

この改正施行規則は、平成17年4月1日から施行する。

この改正施行規則は、平成19年4月1日から施行する。

この改正施行規則は、平成21年7月1日から施行する。

この改正施行細則は、平成22年4月1日から施行する。